

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特 別控除 (農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画 の特例により農地中間管理機構に買い取られる場合)
2	対象税目	① 政策評価の 対象税目	(法人税：義) (国税) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の 税目	(所得税：外) (国税) (個人住民税、個人事業税：外 (自動連動)) (地方税)
3	内容		《制度の概要》 農業経営基盤強化促進法第 22 条の 4 第 1 項に規定する、地域農業 経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)の特例区域内の農 用地が、当該農用地の所有者からの申出に基づき農地中間管理機構 (以下「農地バンク」という。)に買い取られた場合、年 2,000 万円を限 度に控除(損金算入)することができる。 《関係条項》 【法人】 ・租税特別措置法第 65 条の 3 第 1 項第 7 号 【個人】 ・租税特別措置法第 34 条第 2 項第 7 号
4	担当部局		農林水産省 経営局 農地政策課
5	評価実施時期及び分析対 象期間		評価実施時期：令和 8 年 5 月～8 月 分析対象期間：令和 4 年度～令和 7 年度
6	創設年度及び改正経緯		令和元年度：創設 令和 4 年度：農用地利用規程の特例に係る措置について、地域計画 の特例に係る事項が定められた地域計画の区域内にあ る農用地に係る措置に改組
7	適用期間		恒久措置
8	必要性 等	① 政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置により、担い手への農地集積・集約化を図る。このこと により、持続可能な農業構造の構築を推進し、食料自給力を確保 する。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画(令和 7 年 4 月 11 日閣議決定) 「第 3 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標」に おいて、食料自給力の確保に関する施策の KPI として「担い手への 農地集積率 7 割(2030 年度)」を明記。
		② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農 業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産 資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済

			の健全な発展を図る。 《中目標》 I－1 我が国の食料供給 《政策分野》 ② 食料自給力の確保																												
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和12年度末時点で、全農地面積の7割が担い手によって利用される。																												
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の対象となる地域計画の区域内の農用地等の所有権移転は、所有者等の同意により農用地等の譲渡を農地バンクに限定し、当該農用地等が農地バンクに買い取られることで、農地バンクから担い手に対する農用地等の売渡に繋げることにより、担い手の規模拡大に資するものである。 本特別措置により、農地の所有者がこれらの権利移転をする場合の税負担を軽減し、担い手への農地の集積に寄与している。																												
9	有効性等	① 適用数	適用数及び適用面積は次のとおり。 単位：件、面積：ha <table><tr><th colspan="2"></th><th>令和4年度 (実績)</th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (実績)</th><th>令和7年度 (実績)</th></tr><tr><td rowspan="2">法人</td><td>適用数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>適用面積</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">個人</td><td>適用数</td><td>9</td><td>6</td><td>12</td><td>8</td></tr><tr><td>適用面積</td><td>47.4</td><td>36.0</td><td>77.1</td><td>80.8</td></tr></table> ※ 令和4年度～令和6年度の法人税等の適用数は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果（第217回国会報告、第221回国会報告）では、本措置以外の適用数が含まれており、本措置分のみの適用数を抽出できないため、農地バンク等に対する実績調査により把握。 ※ 令和7年度の法人税等の適用数は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果が未だ国会に報告されておらず、また、本措置以外の適用数が含まれており、本措置分のみの適用数を抽出できないため、農地バンク等に対する実績調査により把握。 ※ 令和4年度～令和7年度の所得税等の適用数は、農地バンク等に対する実績調査により把握。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税について、適用数は同一。 ※ 所得税、個人住民税について適用数は同一。 【算定根拠】 別添参照			令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	法人	適用数	0	0	0	0	適用面積	—	—	—	—	個人	適用数	9	6	12	8	適用面積	47.4	36.0	77.1	80.8
		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)																										
法人	適用数	0	0	0	0																										
	適用面積	—	—	—	—																										
個人	適用数	9	6	12	8																										
	適用面積	47.4	36.0	77.1	80.8																										

②	適用額	単位：百万円				
			令和４年度 (実績)	令和５年度 (実績)	令和６年度 (実績)	令和７年度 (実績)
		法人税	－	－	－	－
		法人事業税	－	－	－	－
		法人住民税	－	－	－	－
		所得税	62.5	84.7	154.4	98.9
		個人住民税	62.5	84.7	154.4	98.9
		※ 令和４年度～令和６年度の法人税等の適用額は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果（第 217 回国会報告、第 221 回国会報告）では、本措置以外の適用額が含まれており、本措置分のみの適用額を抽出できないため、農地バンク等に対する実績調査により把握。				
		※ 令和７年度の法人税等の適用額は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果が未だ国会に報告されておらず、また、本措置以外の適用額が含まれており、本措置分のみの適用額を抽出できないため、農地バンク等に対する実績調査により把握。				
		※ 令和４年度～令和７年度の所得税等の適用額は農地バンク等に対する実績調査により把握。				
※ 適用額の算出方法は、以下のとおり。 適用額＝（買入面積／適用件数）×（買入金額／買入面積） ×取得費・譲渡費用控除×適用件数						
【算定根拠】 別添参照						
③	減収額	単位：百万円				
			令和４年度 (実績)	令和５年度 (実績)	令和６年度 (実績)	令和７年度 (実績)
		法人税	－	－	－	－
		法人事業税	－	－	－	－
		法人住民税	－	－	－	－
		所得税	9.4	12.7	23.2	14.8
		個人住民税	3.1	4.2	7.7	4.9
		減収額 計	12.5	16.9	30.9	19.8
		※ 令和４年度～令和６年度の法人税等の減収額は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果（第 217 回国会報告、第 221 回国会報告）では、本措置以外の租税特別措置等の適用数等が含まれており本措置分のみの減収額を抽出できないため、農地バンク等に対する実績調査により把握。				
		※ 令和７年度の法人税等の減収額は、税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、まだ国会に報告されておらず、また、本措置以外の租税特別措置等の適用数等が含まれており、本措置分のみの減収額を抽出できないため、農地バンク等に対する実績調査により把握。				

		※ 令和４年度～令和７年度の所得税等の減収額は、農地バンク等に対する実績調査により把握。 ※ 減収額の算出方法は、以下のとおり。 法人税減収額＝適用額×税率（23.2％） 法人事業税減収額＝適用額×税率（市町村民税：６％、道府県民税：１％） 法人住民税減収額＝法人税減収額×税率（７％） 所得税減収額＝適用額×税率（20％） 個人住民税減収額＝所得税減収額×税率（市町村民税：６％、道府県民税：４％）																									
		【算定根拠】 別添参照																									
④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 【担い手が利用する農地面積の割合】 令和７年度における担い手による農地の利用面積は、全農地面積の62.1％であり、令和12年度末までの目標7割の達成に向けて着実に増加している。 単位:％ <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>農地集積率</td><td>59.5</td><td>60.4</td><td>61.5</td><td>62.1</td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 「担い手への農地集積の状況」(農林水産省経営局農地政策課) 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 【本特例措置により譲渡された農地の面積】 単位:ha <table><tr><td></td><td>令和4年度 (実績)</td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (実績)</td><td>令和7年度 (実績)</td></tr><tr><td>法人</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>個人</td><td>47.4</td><td>36.0</td><td>77.1</td><td>80.8</td></tr></table> 本特別措置は、地域計画の実現に向けて、地域計画の区域内の農地について、農地バンクへの権利移転を促すことで農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去３年間（令和５年～令和７年）の１件あたりの平均集積面積は約7.3haとなっている。 法人においては、現時点において適用実績が無いが、同様の特別措置である「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（800万円）」「農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（1,500万円）」においては、法人の適用が一定数あることから、今後、大規模な農地所有適格法人が解散や規模縮小する場合に、速やかに、次の担い手に引き継ぐために、本特例措置の適用が見込まれる。 このように、本特例措置により、農地バンクを通じて、優良農		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	農地集積率	59.5	60.4	61.5	62.1		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	法人	—	—	—	—	個人	47.4	36.0	77.1	80.8
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																							
農地集積率	59.5	60.4	61.5	62.1																							
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)																							
法人	—	—	—	—																							
個人	47.4	36.0	77.1	80.8																							

			地を次の担い手へ繋げることは、農地の集積に資するものであることから、引き続き本特別措置は必要である。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 農地バンク等に対する実績調査を実施(農林水産省経営局農地政策課調べ) 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特別措置は、規模の縮小等を希望する農業者や法人から農地バンクを介して担い手へ農地を所有権移転する場合に適用されるが、個人に対する適用数は、令和7年度において8件であり、令和6年度の12件と比較して減少しているところ。 また、法人に対する適用実績は無いが、農地所有適格法人は主たる事業が農業であることから、生産基盤となる農地を手放すことが少ないことが要因として考えられる。 担い手への農地集積は、貸借による権利移動が大宗を占めているが、北海道のように農地の売買価格が収益還元価格に近い地域では、売買による農地の集積も重要な役割を果たしており、こうした売買による農地の集積を促進する本特別措置は必要である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特別措置は、平均的な販売農家の経営規模が2.6ha(都府県：2025年農林業センサス)である中、過去3年間(令和5年～令和7年)において、1件当たり7.3ha(約2.8倍)の農地集積に繋がっている。 また、農地の集積による規模拡大は、生産コストの低減に繋がることから、当該特別措置による権利移転は、農業経営所得の向上に資するものである。 このことにより、農地売却時における一時的な税収減は、是認されるものと考えている。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特別措置は、農業者や法人が農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項に基づく、地域計画の特例区域内の農地等を譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特別措置の他に「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(800万円)」、「農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(1,500万円)」があるが、それぞれいずれかの適用となる。 このうち、「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除」は、 ア：農業委員会のあっせんによる譲渡 イ：農用地利用集積等促進計画に基づく譲渡 ウ：農地バンクに譲渡 する場合に適用が受けられる。 また、「農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地等を譲渡した場合の所得の特別控除」は、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地等を農地バンクに譲渡する際に協議期間中の譲渡制限がある中適用が受けられる。

			一方で、本特別措置は、農業経営基盤強化促進法第 22 条の 4 第 1 項に基づく地域計画の特例区域内の農地等を農地バンクに譲渡する際に適用が受けられる。当該区域内においては、計画期間中農地の所有者に対し、認定農業者及び農地バンク以外への譲渡制限を課すものであることから上記 2 措置と比較し、控除額が高く設定されている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特別措置の活用により、市町村が策定する地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積が促進されることにより、地域農業の持続的な発展に資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		本特別措置は、農地の所有者がこれらの権利移転をする場合の税負担を軽減することで、担い手への農地集積を推進するために必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 6 月～8 月

【1】 所得税及び個人住民税

1. 適用金額積算

単位:百万円

○所得税・個人住民税

令和4年度	1件当たり適用額(千円)	適用件数					
62.5	=	10,423	×	6			
1件当たり譲渡所得(千円)	買入面積(ha)	適用件数	買入金額(千円)	買入面積(ha)	取得費・譲渡費用控除(10%)		
10,423	=	(47.4 ÷ 9)	×	(104,233 ÷ 47.4)	×	(100%-10%)	
令和5年度	1件当たり適用額(千円)	適用件数					
84.7	=	14,111	×	6			
14,111	=	(36 ÷ 6)	×	(94,072 ÷ 36)	×	(100%-10%)	
令和6年度	1件当たり適用額(千円)	適用件数					
154.4	=	12,867	×	12			
12,867	=	(77.1 ÷ 12)	×	(171,561 ÷ 77.1)	×	(100%-10%)	
令和7年度	1件当たり適用額(千円)	適用件数					
98.9	=	12,364	×	8			
12,364	=	(80.8 ÷ 8)	×	(109,898 ÷ 80.8)	×	(100%-10%)	

2. 減収見込額積算

単位:百万円

(1) 所得税……①

令和4年度	所得税適用額	税率
9.4	= 62.5 × 15.0%	
令和5年度	所得税適用額	税率
12.7	= 84.7 × 15.0%	
令和6年度	所得税適用額	税率
23.2	= 154.4 × 15.0%	
令和7年度	所得税適用額	税率
14.8	= 98.9 × 15.0%	

(2) 個人住民税……②

令和4年度	所得税適用額	税率
3.1	= 62.5 ×	5.0%
令和5年度	所得税適用額	税率
4.2	= 84.7 ×	5.0%
令和6年度	所得税適用額	税率
7.7	= 154.4 ×	5.0%
令和7年度	所得税適用額	税率
4.9	= 98.9 ×	5.0%

(3) 減収額(①+②)

令和4年度	①所得税	②個人住民税
12.5 =	9.4 +	3.1
令和5年度	①所得税	②個人住民税
16.9 =	12.7 +	4.2
令和6年度	①所得税	②個人住民税
30.9 =	23.2 +	7.7
令和7年度	①所得税	②個人住民税
19.8 =	14.8 +	4.9

【2】 法人税、法人住民税及び法人事業税

単位:百万円

令和4年度から令和7年度における実績は無い。

【3】適用実績及び減収額(所得税及び法人税)

区分	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)
適用件数(件)※	9	6	12	8
買入面積(ha)※	47.4	36	77.1	80.8
1件当たり面積(ha)	5.3	6.0	6.4	10.1
買入金額(千円)※	104,233	94,072	171,561	109,898
適用額(百万円)	91.9	84.7	0.0	0.0
所得税額減収額① (百万円)	9.4	12.7	23.2	14.8
個人住民税減収額② (百万円)	3.1	4.2	7.7	4.9
法人税減収額③ (百万円)	0	0	0	0
法人住民税減収額④ (百万円)	0	0	0	0
法人事業税減収額⑤ (百万円)	0	0	0	0
減収額(①～⑤合計) (百万円)	12.5	16.9	30.9	19.8

※農地バンク等への実績調査により適用件数、買入面積、買入金額を把握